

# 企業立地促進法 基本方針の改正について

平成23年11月

経済産業省 地域経済産業G

立地環境整備課

# 企業立地促進法の概要

(平成19年6月11日施行)

〔企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律〕

## 1. 法律の考え方

・地域が主体性を発揮し、それぞれの強みを活かした地域経済振興に取り組むことにより、イノベーションや新産業創出が加速。

・地域における産業集積の形成及び活性化のために地方公共団体が行う主体的・計画的な取組を支援することにより、地域経済の自立的発展の基盤の強化を図る。

## 2. スキーム

### 国:「基本方針」

(平成19年6月25日制定)

協議 ↑ ↓ 同意

### 都道府県及び市町村:「基本計画」

※市町村・都道府県、地元商工団体、大学 その他研究機関等で地域産業活性化協議会を構成

申請 ↑ ↓ 承認

### 事業者:「企業立地計画」 「事業高度化計画」

## 4. 支援措置

- 立地企業への設備投資促進税制(特別償却の適用)
- 工場立地法の特例
  - ・緑地面積規制権限の市町村への委譲(緑地面積率の引下げ可能化)
- 本法に基づく人材育成活動等への助成
- 基本計画に位置づけられた貸工場・研修施設等の共用施設の整備費への助成
- 中小企業の立地等に対する低利融資制度(日本政策金融公庫)
- 企業立地促進に係る地方交付税措置

など

### 基本方針で定める事項(法第4条第2項)

- 1 産業集積等の意義及び目標に関する事項
- 2 集積区域の設定に関する事項
- 3 集積業種の指定に関する事項
- 4 事業環境の整備に関する基本的な事項
- 5 地方公共団体相互の広域的な連携等に関する事項
- 6 総合的な支援体制の整備に関する事項
- 7 環境の保全等配慮すべき事項
- 8 その他産業集積の形成等の促進に関する重要事項
- 9 企業立地及び事業高度化について指針となるべき事項

※上記1において、「基本計画の計画期間は原則5年とし、定期的な見直しと必要に応じた改訂を行う」と規定されている。

基本方針は、地方公共団体の作成する「基本計画」の同意基準、事業者の作成する「企業立地計画」「事業高度化計画」の承認基準の基となる考え方を示している。

## 3. 基本計画の策定状況

計画件数(19年7月～23年10月同意)

47都道府県 196計画

# 基本方針の改正の概要

## 改正の背景

- 政府の政策の方向の明確化
- 東日本大震災等を受けた対応
- ◎今年度末以降に計画期間が終了する基本計画への対応
- △その他規定の整備

### ●成長分野に取り組むことが重要である旨の記載を追加

「新成長戦略」で掲げられた、グリーン・イノベーションやライフ・イノベーションといった成長分野に地域が取り組むことの重要性を追加する。

### ○震災の教訓を踏まえた、地域が一体となった継続計画の重要性に係る記載を追加

事業環境の整備に関する基本的事項において、サプライチェーンの可視化や物流ルートの多重化等に対応するための、企業や行政等も含めた地域が一体となった継続計画策定の重要性を追加する。

### ◎計画期間終了後の事業継続は新たな基本計画の策定を原則とする旨を記載

目標に関する事項において、計画期間終了後、継続して事業を実施する場合には、経済情勢の変化やそれまでの実施状況の評価を踏まえ、改めて基本計画を策定することを原則とする旨を記載する。

### △基本計画の定期的な見直し実施の明確化

目標に関する事項において、計画期間内における定期的な見直しを実施する旨を記載する。

### △新たな産業インフラ充実の重要性に係る記載を追加

産業用共用施設の整備において、スマートグリッドや水リサイクル施設等の新たな産業インフラを充実させることの重要性を追加する。

### △地方自治法の一部改正に伴う引用部分の削除

地方自治法第2条第4項が削られたことに伴い、同項を引用した部分を削除する。

## 改正スケジュール

平成23年11月24日	基本方針 公表予定(官報掲載)
12月 5日	地方公共団体基本計画案 提出期限
平成24年 3月23日	主務省同意 決裁終了
4月 1日	同意日